工事発注者の皆様へ



建設業の「働き方」が変わりました!!

令和６年４月１日から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されました。

★今後このような取組が進んでいくものと考えられます。

- 所定労働時間の枠組みの見直し
- 週休２日制の推進
- 年次有給休暇の取得促進
- 適正な工期の設定
- 人材確保と育成　　など



建設業に適用される時間外労働の上限規制の主な内容は・・・

（36協定の始期が令和６年４月１日以降のものが対象です。）

時間外労働の上限規制が適用されたことで、36協定で定める時間外労働の上限時間は、

原則　**月45時間・年360時間**

となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

また、臨時的な特別の事情 (特別条項)がある場合でも、以下の上限を超える時間外労働や休日労働はできなくなりました。

- **１年間の**時間外労働は**720時間以内**
- **１か月の**時間外労働と休日労働の合計が**100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計時間が「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」で**１か月当たり80時間以内**
- 時間外労働が月45時間を超えてできるのは、**年６か月以内**

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

・月100時間未満
・２～６か月平均80時間以内

} この２つの規制は令和６年４月１日以降も**適用されません。**



東京労働局

東京労働局・労働基準監督署（支署）

2024.4

はたらきかたススメ　検索

令和５年４月１日から
中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。

（令和５年3月31日まで）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は ５０％
中小企業は ２５％

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	**50%**
中小企業	25%	**25%**

（令和５年４月１日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに５０％
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	１か月の時間外労働（１日８時間・１週40時間を超える労働時間）	
	60時間以下	**60時間超**
大企業	25%	**50%**
中小企業	25%	**50%**

⊘ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、 建設業法で禁止されています。
労働基準監督署では、 「下請たたき」に関する相談に対応し、 国土交通省への取次ぎも行っています。

下請負人 →（相談）→ 労働基準監督署 →（取次ぎ）→ 国土交通省 →（調査・指導）→ 元請負人

（※ 下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。）

各種支援策のご案内

- 都内の労働基準監督署（支署）では、中小企業や小規模事業者等に対し、説明会の開催や個別訪問を行い、 丁寧な支援を実施しています。
- 東京労働局では、東京働き方改革推進支援センターを運営し、労務管理全般に関するご相談をお受けしています。

お気軽にご相談ください。

工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）推進中

Safe work TOKYO

“Safe Work TOKYO”の下
トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」
をキャッチフレーズに計画を推進しています。